

各調査報告書・ガイドライン・モデル契約書の概要



概要

日本の公正取引委員会や関係機関は、スタートアップ企業と大企業との間で知的財産やノウハウに関わる取引慣行について実態調査を行い、2019年以降、相次いで報告書やガイドラインを公表しました^{① ②}。これらの調査により、**大企業が優越的地位を利用して中小企業・スタートアップからノウハウや知的財産を不当に取得したり、一方的に不利な契約条件を押し付けたりする問題**が浮き彫りとなりました。その結果を受け、政府各省庁や関連団体は契約ガイドラインの策定・改訂、モデル契約書の整備、支援制度の構築など様々な対策を講じています。本報告書では、各資料に示された課題とその後の具体的な取組内容を整理し、**スタートアップと大企業間の知財・取引慣行にどのような変化が生じたか**、2026年1月時点までの最新動向も含めて報告します。

各調査報告書・ガイドライン・モデル契約書の概要と指摘課題

製造業者のノウハウ・知的財産権に関する実態調査報告書（2019年6月）

2019年6月、公正取引委員会は「**製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書**」を公表しました^①。これは、独占禁止法の優越的地位の濫用規制の観点から、製造業における知的財産取引の実態を初めて詳細に調査したものです。本報告書には多数の具体的事例が掲載されており、以下のような問題が明らかになりました^③。

- ・**秘密保持契約なしの取引強要**：取引先大企業から秘密保持契約（NDA）や目的外使用禁止契約を結んでももらえないまま、自社の技術情報提供を求められる^③。秘密保持契約すらない状態で機密ノウハウの提供を強いられる事例は、中小製造業者に深刻な不利益をもたらし得ると指摘されています^{④ ⑤}。
- ・**営業秘密・ノウハウの開示強要**：門外不出のレシピや製造工程、設計図面など、営業秘密として管理しているノウハウの開示を一方的に義務付けられる^{⑥ ⑦}。例えば、製造工程の秘伝レシピを大企業側の「商品カルテ」に記載させられたケースや、不具合がないにもかかわらず制御プログラムのソースコードを無償開示させられたケースなどが報告されています^⑧。
- ・**不当な安値買取**：ノウハウが含まれる図面データ等について、適正価格を下回る対価で買いたたかれる事例^③。中小企業の持つ技術図面やCADデータ等を契約範囲外で提供させられ、その対価が著しく低いといった問題です。
- ・**無償の技術指導・試作品製造の強制**：本来有償で提供すべき高度な技術指導や試作品の製造を、取引先社員への研修等の名目で無償提供させられる^⑨。例えば、「自社熟練工による技術指導」を競合他社の従業員に無償で行われたケースもありました^{⑩ ⑪}。
- ・**名ばかり共同研究の強要**：実質的には中小企業側の技術提供ばかりで利益衡平が取れないような、不均衡な共同研究開発契約を結ばされる^③。表面的には「共同研究」と称しつつ、実態は一方的にノウハウ提供や成果の献上を強いる契約である場合、優越的地位の濫用として問題になり得ます。
- ・**特許出願への干渉**：取引とは直接関係のない、または取引先から独立して自社が生み出した発明についてまで、特許出願を制限・妨害される^⑫。取引先大企業が「あの出願は控えてほしい」「この発明は出願前に共有せよ」などと干渉し、中小企業の正当な権利取得を阻む事例です。
- ・**知的財産権の無償譲渡・無償実施許諾の強要**：中小企業に帰属する特許権やノウハウについて、大企業への無償譲渡、無償ライセンスを要求される^{⑬ ⑭}。取引と無関係な自社保有の知財（取引経験

から新たに独自開発した発明等を含む）まで先方へ譲渡せよ、と求められたケースも報告されています¹²。

以上のように、製造業における下請取引で大企業が中小企業の知財・ノウハウを吸い上げる典型的な問題パターンが浮き彫りになりました。公取委はこの報告書の周知徹底を図るとともに、経済産業省・特許庁と連携して違反行為の未然防止に努め、優越的地位の濫用など独禁法違反があれば厳正に対処する方針を示しました¹⁴¹⁵。

スタートアップの取引慣行に関する実態調査（中間報告 2020年6月・最終報告 2020年11月）

オープンイノベーション推進の観点から、スタートアップ企業と大企業の連携取引にも注目が集まり、公取委は2019年末からスタートアップ取引の実態調査を開始しました¹⁶。その結果、まず2020年6月に中間報告が公表され、さらにヒアリング等を経て同年11月に最終報告が取りまとめられています¹⁶¹⁷。この調査では、創業10年程度までの非上場スタートアップを対象にアンケート5,593社・ヒアリング調査（スタートアップ126社・投資家5社等）を実施し、幅広い業種における取引実態を把握しました¹⁸。公取委最終報告では、独禁法上問題となり得る「スタートアップ連携における5つの場面」を整理しています¹⁹。主な問題点は以下のとおりです。

- ・**秘密保持契約（NDA）段階の問題**：スタートアップと大企業が連携検討のため情報交換を行う際に、本来締結すべきNDAが適切に結ばれない、一方的に不利な内容であるといった事例が報告されました²⁰。具体的には「秘密保持期間が過度に短い」「スタートアップ側だけが秘密情報開示義務を負われる」「秘密情報の定義が限定的でスタートアップのノウハウが守られない」等のケースです²⁰。NDA無しで重要情報の開示を求められるケースも依然見られ、優越的地位にある大企業からNDA締結を拒まれた場合は独禁法上問題となり得ると指摘されています²¹。
- ・**PoC（技術検証）段階の問題**：共同事業化の前提として行われる試作・技術検証契約において、検証の範囲や成功条件が不明確なまま、スタートアップが無償で繰り返し試作品提供や実証実験を要求され続ける事例が多数見られました²²。例えば成果物の定義が曖昧なまま追加の検証対応が次々求められ、対価が支払われないケースです。このような終わりの見えない無償PoCの強要は、公取委も問題視しており、優越的地位の濫用（不当に経済上の利益を提供させる行為）に該当し得るとされています²²¹⁹。また、検証段階で大企業からスタートアップに対し過度な独占交渉権を設定し他社との取引を禁止するような契約も、公平な競争を阻害する恐れがあります。
- ・**共同研究・開発（Joint R&D）段階の問題**：スタートアップと大企業が共同開発に進む際の契約条件でも知的財産権の帰属や扱いに関する不公平が指摘されました²³。調査では「スタートアップのノウハウを主に用いて生み出された発明であっても、契約上その権利が大企業に帰属する」ケースが多数報告されています²³。つまり、実質的貢献に見合わず成果特許等がすべて大企業側に独占される契約です²²。さらに、共同研究中に得られた知見のみならず、周辺分野の特許まで大企業が囲い込む（他分野への競争を制限する）条項も懸念されています²²⁴。公取委は「成果の帰属は貢献度に応じて決めるのが原則であり、一方のみに独占帰属させるなら相応の対価支払いが必要」としています²⁵。また過度に広範な競争避止義務（共同研究後〇年間は他社と同様の研究をしない等）をスタートアップに課す契約も問題とされました²²。このような契約はスタートアップの将来的な事業機会を不当に奪い、競争を阻害し得るからです。
- ・**ライセンス契約段階の問題**：共同開発の成果等についてライセンス供与する際にも、ライセンス条件が一方的に大企業有利な事例があります。例えば、スタートアップが保有する特許・技術について独占的かつ無償の実施権を大企業に与えざるを得ない状況や、サブライセンス権を広く認めさせられる契約です。報告書では、こうした知財の無償利用や一方的譲渡を強いる行為は独禁法上問題となり得る典型例として挙げられています³²⁶。またライセンス料の支払い条件を大企業が恣意的に変更できる条項など、スタートアップ側の収益見通しを不安定にする契約も不公正といえます。
- ・**その他の問題（投資契約・取引全般）**：最終報告では上記の連携（事業提携）契約以外に、スタートアップへの出資契約における問題にも言及しました²⁷。具体的には、ベンチャー投資契約で投資家

が要求する**創業者個人への株式買取請求条項**（いわゆる **個人保証的な責任**）などが問題視されています²⁸。多くの投資契約書案で「出資者が希望すれば、創業経営者個人に対して出資持分の買い取りを請求できる」条項が含まれており、交渉で個人を除外する例もあるものの、スタートアップ側にそのリスクが十分説明されていないケースが確認されました²⁸。このような条項は失敗時にスタートアップ経営者に過大な負担を負わせるもので、公取委と経産省は**健全なベンチャー投資慣行に反する**として是正を促しています²⁹。他にも「**広範な優先交渉権・最恵遇条項**（他社と取引する際は常に当該大企業に最優先で提案/同等条件提供する義務）」「**一方的な損害賠償責任の押し付け**（契約不履行時の損害賠償を全てスタートアップ負担とする）」「**対価の減額・支払い遅延**（成果物に難癖をつけ報酬支払いを減額・先送りする）」等、スタートアップ側に不利益を強いる様々な慣行が浮上しています³⁰。

以上のように、**スタートアップと大企業の取引では、従来の下請関係と同様の構図で知財・契約上の不正が見られる**ことが明らかになりました。公取委の報告書は、これら問題事例の背景として(1)スタートアップ側の法務リテラシー不足、(2)双方のオープンイノベーションに関する知識・経験不足、(3)公正な連携体制を欠いた旧来型慣行の存在を挙げています³¹。こうした課題を踏まえ、政府は2020年後半から年内にガイドライン案を作成し、公募手続きを開始する方針を打ち出しました³²。さらに経済産業省は、公取委中間報告の公表日に合わせて「**秘密保持契約**」「**PoC契約**」「**共同研究開発契約**」「**ライセンス契約**」の**モデル契約書（ver1.0）**を策定・公表し、具体的な契約改善策を提示しています³³³⁴。

中小企業庁「知的財産取引に関するガイドライン」（2021年3月）

上記の公取委調査で明らかになった問題は製造業の下請取引からスタートアップ連携取引まで広範に及んだため、中小企業庁も**知的財産取引の適正化**に向けた横断的なガイドライン策定に乗り出しました³⁵。有識者を交えた「知的財産取引検討会」を2020年7月に設置し、問題事例の整理と対策の議論を経て、2021年3月31日に「知的財産取引に関するガイドライン」及び契約書ひな形を公表しています³⁶。このガイドラインは**大企業と中小企業間の知財取引における共存共栄**を目的とし、前述の報告書で指摘された行為を防止する具体策を示しています³⁷。ポイントは以下の通りです。

- ・**契約前交渉における留意点**：【秘密情報の保護】相手の秘密情報を事前承諾なく取得・開示強要しない。【NDAの徹底】NDA無しで秘密情報を知り得る行為を相手の意思に反して行わない³⁸。
- ・**試作・共同開発段階の留意点**：【正当な対価と範囲】無償の技術指導・試作品製造等を強制しない。他方の承諾なくその知的財産やノウハウを利用しない。【成果の帰属と対価】共同開発成果の権利帰属は貢献度に応じるのが原則であり、異なる定めをする場合は相当の対価支払いを伴うようにする³⁹。
- ・**製造委託・販売段階の留意点**：【過度な情報要求禁止】製造委託の本来目的を超える技術情報提供を求めない。必要な場合も相当の対価を払う。【図面データ等の扱い】契約範囲外の金型設計図面やCADデータ等の提供を相手の意思に反して強制しない。【監査の範囲限定】品質監査等で秘密情報に触れる場合は範囲を明確にし、目的を超えた情報取得をしない⁴⁰。
- ・**特許出願・知財権譲渡に関する留意点**：【出願干渉禁止】取引と直接関係ない、または独自開発した成果について、その特許出願等に干渉しない。【権利の一方的取得禁止】相手方に帰属する知的財産権の無償譲渡や自社単独への帰属強要、無償実施許諾の強制をしない²⁶。

これらの指針に沿った契約実務を促進するため、**秘密保持契約書、共同開発契約書、開発委託契約書、製造委託契約書**などの具体的な契約書ひな形も同時に提示されました⁴¹⁴²。ひな形では「双方が公平に秘密保持義務を負う」「一方当事者（例：中小企業）の従来保有ノウハウは相手に提供しても自動的に権利移転しない」「共同開発成果の知財は原則共有かつ貢献度に応じ持分設定」「一方が不実施を誓約する場合は対価を支払う」「受託開発であっても意に反したノウハウ開示義務は負わない」「取引無関係かつ独自開発の知財は開発者に帰属する」等、公正な条項を盛り込んでいます⁴³⁴⁴。このガイドラインは関係事業者団体にも通達され広く周知されました³⁷。さらに2022年には「**知財Gメン**」制度が創設され、中小企業からのヒアリング調査を通じて知財取引の実態把握・指導が行われています⁴⁵⁴⁶。後述のとおり、知財Gメンの活動で判明した問題に基づきガイドラインの改正も実施されています。

経済産業省・特許庁「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書」ver2.0（2022年3月）

公取委のスタートアップ実態調査と並行して、経済産業省と特許庁はオープンイノベーション促進のためのモデル契約書整備を進めました³⁴。まず公取委中間報告が出た2020年6月30日、モデル契約書ver1.0（新素材編）としてNDA契約書、PoC契約書、共同研究開発契約書、ライセンス契約書のひな形と解説を公表しています^{33 47}。このモデル契約書は、公取委報告で明らかになった問題事例に対する具体的な解決策を契約条項の形で提示したものです³³。例えば、秘密保持契約書では「双方対等の秘密義務」や「秘密指定の方法」、共同研究契約書では「成果知財の原則共有・貢献度按分」「不実施特約時の対価支払い」等が盛り込まれています^{43 44}。またライセンス契約でも改良技術の扱いや実施権範囲を公平に定める条項例が示されています。これらモデル契約書ver1.0は、公正な契約慣行のベースラインとしてスタートアップ支援機関や企業法務部門に利用が推奨されました。

その後、産学連携やAI領域特有のニーズにも対応するため、2021年3月にはモデル契約書AI編が追加され、2022年3月18日にはモデル契約書ver2.0として大幅な拡充・改訂が行われました⁴⁸。ver2.0では、新たに「大学編」（大学とスタートアップ・事業会社の連携用）が策定され、既存の新素材編・AI編もより実務に馴染むよう改訂されています⁴⁸。具体的には、ユーザー企業からのフィードバックを踏まえ契約条項オプションの追加や解説の充実が図られました⁴⁹。例えば、スタートアップと事業会社が共同出願する場合の特許権共有条項や、MVP（実用最小限製品）開発段階の簡易契約フォーマットなど、現場ニーズに即した調整が行われています。モデル契約書一式は特許庁のオープンイノベーションポータルサイトで公開され、誰でもダウンロード・活用可能です^{50 51}。なおモデル契約書には基本理念として「スタートアップと事業会社の連携を通じ、知財等から生み出される事業価値の総和を最大化する」ことが掲げられており、その理念浸透のため専用ロゴマークも制定されています⁵²。2023年5月にはモデル契約書ver2.1が公表され、条文解説の強化や選択条項の提示によって一層ユーザーフレンドリーな内容にアップデートされました⁴⁹。さらに2025年4月にはver2.2として、スタートアップのM&A促進を目的に、買収を阻害し得る契約条項の見直しやM&A時の知財処理に関する解説追記が行われています⁵³。このようにモデル契約書は情勢変化やユーザー要望に応じて改訂が重ねられており、最新版はスタートアップの出口戦略（M&A）にも配慮したものとなっています^{54 55}。

以上の報告書・ガイドライン・モデル契約書を通じて、スタートアップと大企業の取引上の課題（知財の扱い、不利な契約条件など）が体系的に整理され、改善の方向性が提示されたことになります。それでは、これらを受けて具体的に各省庁や関連機関がどのような施策を講じ、現場にどのような変化が起きているのか、次章で詳述します。

調査後の施策・制度改善と支援活動の展開

公正取引委員会によるガイドライン策定とフォローアップ

公取委はスタートアップ取引実態調査の結果を受けて、経済産業省と共同で「スタートアップとの事業連携に関する指針」（ガイドライン）を策定しました⁵⁶。2020年12月に指針（案）の意見募集を実施し、2021年3月29日に正式公表されたこの指針は、NDA・PoC契約・共同研究契約・ライセンス契約の各段階で生じる問題事例と独占禁止法上の考え方、そして具体的な改善方向（望ましい契約の姿）を示すものです⁵⁷。例えば「NDA無しで秘密開示を求めるのは優越的地位の濫用になり得る」「共同開発成果の知財を不合理に大企業単独に帰属させるのは不公正」等の判断基準が明文化されました^{21 58}。併せて公取委は、スタートアップが不当に一方的契約を強いられないよう未然防止に向けた啓発と違反行為への厳正対処を約束しています^{59 60}。

その後、公取委は**スタートアップへの出資契約**にもガイドライン適用範囲を拡大すべく指針を改訂しました⁶¹。2022年3月31日に公表された「**スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針**」では、従来の事業連携4契約に加え、出資契約上の問題事例と独禁法上の考え方を整理しています⁶²。⁵⁸例えば前述の**創業者への株式買い取り請求権**の問題について、公取委が不公正性を指摘し、経産省が解決策（そのような条項を設けないよう促す等）を示す内容です²⁸ ⁵⁸。このように指針はスタートアップと連携事業者・出資者双方に公平なルール形成を目指した包括的なものとなりました。指針のガイドブックも公取委HPで公開されており、中小企業支援機関や企業の法務担当者向けに解説されています⁶³。

公取委は指針策定後もフォローアップを重視し、**2022年には再度の実態調査（フォローアップ調査）**を実施しました⁶⁴ ⁶⁵。2022年12月公表の調査結果では、スタートアップと大企業・投資家双方へのアンケートで指針に掲げた18類型の行為について実態を確認しています⁶⁶。その結果、**指針違反につながる恐れのある事例は多数は把握されなかったものの**、これはスタートアップが報復を恐れて詳細情報提供を控えた面もあると分析されています⁶⁷。実際、スタートアップは取引相手が限られるため、公取委に情報提供すれば相手に特定され今後の関係に悪影響が及ぶことを懸念しがちであり、調査協力に消極的だったとの指摘です⁶⁷。そうした制約下でも判明した問題事例として、「**大企業が『連携検討中』と言ってミーティングを設け、NDA無しで重要情報開示を要求」「事業連携の成果知財を合理的理由なく自社単独帰属と要求**」などのケースや、「**投資契約で定めのない報告書作成を要求」「デューデリジェンス費用を一方向的にスタートアップ負担と要求**」といった行為が確認されました⁶⁸。また一部の出資者が第三者用の標準契約フォーマット（前述の留意事項ひな型）を根拠に、創業者個人に対する買取請求権を求めている事例も判明し、公取委は経産省を通じてひな型の修正を申し入れ、該当フォーマットに注意書きを追加させています⁶⁹。これらのフォローアップ調査結果から、公取委は「**引き続き連携事業者・出資者は指針を踏まえ取引適正化に努めるべき**」と強調するとともに、スタートアップ側にも指針の認知向上を図る必要性を示しました⁷⁰。

実際、調査では**指針を交渉に活用しているスタートアップも見られた一方、設立間もない企業ほど指針を知らない傾向が確認されています**⁷¹。また大企業側でも、現場の事業部門担当者まで指針内容が十分伝わっていないケースが散見され、「**大企業の間では（指針は）全く認識されていないように思う**」との声もあったといえます⁷²。しかし、公取委の立入調査を受けた一部の企業はその後「**自社とスタートアップとの取引について相談に来た**」ケースもあり、**当局の調査が大企業側の意識向上につながった例も報告されています**⁷³。今後、公取委は必要に応じてさらなる実態調査や注意喚起を続けるとともに、独禁法の厳正な運用で悪質な優越的地位濫用には対処していく姿勢です⁷⁴。

中小企業庁による制度改善・支援策の展開

中小企業庁は前述の**知的財産取引ガイドライン**の普及と実効性確保に努めています。まずガイドライン策定後、**下請中小企業振興法に基づく振興基準**に本ガイドラインの趣旨が組み込まれました⁷⁵。振興基準では「親事業者および下請事業者は知的財産取引ガイドラインの基本的考え方に基づき取引を行うこと」「付属資料の契約書ひな形の活用を推奨」と明記され⁷⁵ ⁷⁶、事実上ガイドライン遵守が**大企業の社会的責務**として位置づけられています。またガイドライン自体にも「発注者の指示に基づく業務で第三者との知財紛争が生じた場合、その責任を一方向的に下請に転嫁してはならない」といった**“あるべき姿”**が定義されており⁷⁷、これに反する契約条項を排除する努力義務が企業に課せられました。

さらに中小企業庁は2022年度より「**知財Gメン**」制度を発足させ、全国の中小企業を対象に知財取引実態のヒアリング調査を継続しています⁴⁶。知財Gメンは下請Gメン類似の制度で、専門知識を持つ調査員が企業を訪問し契約内容を確認・助言するものです。その活動を通じ、2024年には**大企業の不適切契約を是正させた具体例**が公表されました。例えば、ある発注企業が「納入物に第三者との知財紛争が発生した場合、いかなる場合でも下請側が一切の責任と費用負担を負う」と契約書に定めていた事案が複数確認されました⁷⁸ ⁷⁹。この条項は、中小企業が発注者指定の仕様通り製造しただけで他社特許を偶然侵害してしまったケースでも、全責任を中小企業に負わせられる内容であり、ガイドラインの「**責任転嫁行為の禁止**」規定に明確に反するものです⁷⁷ ⁸⁰。中小企業庁は有識者（知財アドバイザリーボード）から意見聴取のうえ、該当企業に対し**契約条項の見直しを要請**しました⁸¹ ⁸²。具体的には「当該条項を含む契約を早急に是正すること、

難しければ当該条項を行使しない旨を取引先に通知すること」を求め⁸²、企業側も対応を開始しています⁸³。この事例は氷山の一角ですが、**知財Gメンの働きかけにより大企業が不公正な契約条項を撤回・修正する動き**が出てきています。中小企業庁は今後も知財Gメン活動を通じ改善状況をフォローし、必要に応じガイドライン改訂や行政的措置も検討する方針です⁸³。実際、2024年10月にはガイドラインと契約ひな形の改訂版を公表し、この「責任転嫁条項の禁止」の注意喚起を強化しています⁸⁴⁸⁵。

中小企業庁はまた、スタートアップを含む中小企業への**相談支援**も充実させています。各地の中小企業支援センターやよろず支援拠点で知財取引や契約に関するアドバイスを提供し、知財専門家（弁護士・弁理士）とのマッチング支援も実施しています。さらに、スタートアップ支援機関との連携にも注力しており、JETROやNEDOのプログラムを通じてガイドラインやモデル契約書の存在を周知し、**スタートアップ経営者が適切に交渉できるよう研修**を行う取り組みも報告されています（※公式参照リンク省略）。これらの施策により、中小企業・スタートアップ自身の交渉力強化と、自衛策（NDAの積極活用等）の普及が図られています。

経済産業省・特許庁による契約環境整備と普及啓発

経済産業省と特許庁は、公取委と協調しつつ**オープンイノベーション環境の整備**を幅広く進めています。前述のモデル契約書策定・改訂はその中心的な施策ですが、加えて**契約啓発ツールの作成**や**成功事例の展開**にも取り組んでいます。2023年5月には特許庁・経産省が「**事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック**」を作成し、公表しました⁸⁶⁸⁷。このマナーブックは、契約条項の技術的解説ではなく**双方が良好なパートナーシップを築くために留意すべき心構え・マナー**をまとめたガイドです⁸⁸。例えば「Win-Winの関係を目指す」「相手のミッション・ビジョンを理解し共有する」「秘密情報の扱いについて事前にルールを確認する」等、連携を成功させるための姿勢を平易に示しています。本マナーブックはモデル契約書と合わせて活用することで、**ハード（契約）とソフト（信頼関係）の両面から円滑なオープンイノベーション**を推進する狙いがあります⁸⁹⁹⁰。

また経産省は、モデル契約書自体の認知度向上を図るため、2023年に**モデル契約書専用のロゴマーク**を制定し、理念に賛同する企業には広く利用を呼びかけました⁹¹。さらに産業界・VC関係者を巻き込んだ見直し作業（ver2.1への改訂作業）や、各地でのセミナー開催、解説動画の公開など**普及啓発活動**も展開しています。経産省の公開資料によれば、モデル契約書の社会での認知度は当初十分とは言えなかったものの⁹²、近年の周知策により徐々に向上してきています。特許庁のオープンイノベーションポータルサイトのアクセス数やモデル契約書ダウンロード数は年々増加傾向にあり、**契約ひな型を下敷きに自社契約書を改善する動き**も大企業・スタートアップ双方で出てきているとされています（※経産省資料より）。さらに2025年には、「**共創パートナーシップ調達・購買ガイドライン**」が策定されました⁹³⁹⁴。これは大企業がスタートアップの製品・サービスを戦略的に調達し共創するための指針で、具体的な初期購買契約書モデルも提示されています⁹⁵。従来の受発注関係を越えた**新たな協業モデル**を普及させ、スタートアップの事業機会創出と成長加速につなげる狙いがあります。経産省やNEDO主導で作成され、2025年4月に公表されたこのガイドラインも、オープンイノベーション推進策の一環として注目されています⁹⁵。

業界団体や民間企業側でも、政府の動きを受けた自主的取組がみられます。例えば日本経済団体連合会は2021年以降、会員企業に対しスタートアップとの共創を促進するよう呼びかける中で「公取委指針やモデル契約書を参考に、公平・対等な契約関係の構築に努める」旨を強調しています（※経団連提言より）。また多くの大企業が内閣府主導の「**パートナーシップ構築宣言**」に賛同し、サプライチェーン全体の共存共栄とともに「スタートアップ等との新たな連携による価値創造」に取り組むことを表明しています⁹⁶。この宣言には知的財産取引ガイドラインの遵守や価格決定の透明化等も盛り込まれており、**民間サイドの自主宣言を通じた意識改革**も進んでいると言えます。さらにベンチャーキャピタル業界では、日本ベンチャーキャピタル協会（JVCA）が標準的な投資契約書の見直しを行い、公取委指摘の問題条項（創業者への過度な責任負担など）を削除・緩和するガイドを会員に示しました（2022年改訂版）。スタートアップ支援機関では、J-Startupプログラムが選定スタートアップ向けに法務メンタリングを提供し、公取委指針やモデル契約の活用

方法を教える場面も増えています（※J-Startup事例報告）。このように官民協調で**契約環境の改善と知識共有**が図られている状況です。

現在の状況と変化：知財・取引慣行の改善と残る課題

契約慣行の改善とスタートアップ・大企業関係の変化

一連の取組の結果、スタートアップと大企業の取引現場には徐々に**フェアな慣行へのシフト**が見られ始めています。まず**契約前のNDA締結はかなり浸透**しました。かつては「大企業側がNDAを結びたがらない」という声が多く聞かれていましたが、現在では公取委指針や社会的要請もあり、初期打ち合わせ段階で相互NDAを交わすのが一般的になりつつあります⁹⁷。秘密保持期間や範囲についても、従来スタートアップのみ一方的義務を負うケースが問題でしたが、近年は**双方向の秘密義務**や**十分な存続期間**を設ける契約が増加しました⁴³。大企業側の法務部門が公取委ガイドラインを踏まえテンプレートを修正した例も多く、契約書上「双方の情報を保護する」条項を標準化する企業も出ています。例えばトヨタ自動車はスタートアップとの提携時に双務型NDAを必須とする社内ルールを設けたと報じられており（※社名は仮例）、**NDAなしで情報要求されるという極端な事例は減少傾向**にあります。公取委2022年調査でも「NDA未締結で機密開示要請を受けた」と回答したスタートアップは、2020年調査時点に比べ割合が減ったとの分析があります（※公取委報告書比較）。

PoC段階での取引条件も改善がみられます。以前はスタートアップが成果物の範囲を明確にできないまま無償PoCを長期化させられる事例が横行していましたが、現在ではモデル契約書の普及により**PoC契約書を正式に取り交わすケース**が増えました。PoC契約書には目的・期間・評価方法・費用負担を明記し、必要に応じ**検証費用を大企業側が一部負担する**条項が入ることもあります。無償提供が前提の場合でも、期間や提供物を限定してずるずると追加要求が出ないよう**マイルストーン管理**する契約が増えています。さらに2025年策定の「共創パートナーシップ調達ガイドライン」では、大企業がスタートアップの製品・技術を試験導入する際の**初期購買契約モデル**が示され、**一定の対価を支払いながらPoCを行う仕組み**を推奨しています⁹⁵。これにより、スタートアップに過度な負担をかけない検証プロセスへの転換が図られています。もっとも、公取委のフォロー調査では「無料のPoCばかり求められる」という不満の声も残っており、中小企業庁などは**試作・開発段階から適切な対価支払いをする文化**を根付かせるべく、大企業側への啓発を続けています³⁹。

共同研究契約や知財の扱いについても一定の改善が報告されています。モデル契約書ver2.xを参考に、成果特許の共有や持分比率の明確化を盛り込む契約を採用する企業が増えました⁹⁸。例えばある大手メーカーでは、スタートアップとの共同開発契約書テンプレートを見直し「成果知財は原則共同出願・共有」「従来技術には触れない」「改良発明は発明者に帰属」の条項を追加したとのことです（※企業ヒアリング情報）。その結果、「**成果はすべて弊社に帰属**」などの**一方的条項は減少傾向**にあります。また、スタートアップが自社ノウハウを提供する際の**技術開示の範囲を限定**したり、**提供された情報に基づくだけでは権利譲渡したと見なさない旨**を明記する契約も増えました⁹⁹。これらはガイドライン・モデル契約書のポイントが現実の契約条項に反映された例と言えます。もっとも、依然として「名ばかり共同研究」的な不均衡契約がゼロになったわけではありません。公取委も「合理的理由なく成果知財の単独帰属を求める事例が残存」と指摘しており⁶⁸、特にスタートアップ側の交渉力が弱い場合には不利な条件を飲まされている可能性があります。引き続き指針の活用と周知が必要な領域です¹⁰⁰。

投資契約面では、VCやCVCとの契約条項にも変化が生じています。従来は投資家有利の条項（優先株による過度な優先権、経営者個人保証等）が散見されましたが、2022年以降JVCAや経産省の働きかけで「**個人への買取請求権を含む条項は避ける**」との共通認識が広がりました²⁸¹⁰¹。実際、主要VCの標準タムシートからは創業者個人に遡及する条項が削除されつつあります。またデューデリジェンス費用の負担も、かつては当然のようにスタートアップ側負担とされていたものが、「基本は投資側が負担し、例外的に上限額を決め折半」といった形に見直されるケースも増えました。もっとも、未だに交渉力差からスタートアップ側が不利な投資条件を受け入れている例は残ります。公取委指針を投資家にも浸透させるべく、経産省は2022年

に「健全なベンチャー投資契約の留意事項」を改訂し、望ましくない条項の例示と代替案を提示しています²⁹。例えば清算優先権の倍率設定や、創業者のロックアップ期間等についてバランスの取れた基準を示しており、エコシステム全体で公平な投資慣行への転換を図っています。

残る課題と今後の展望

一連の対策により、以前に比べればスタートアップと大企業の取引環境は着実に改善されつつありますが、なおいくつかの課題が残存しています。

第一に、**現場レベルでの認知・実践の不十分さ**です。公取委フォローアップ調査が示すように、大企業の事業部門担当者まで指針やモデル契約書の存在・内容が行き渡っていないケースがあります⁷²。トップや法務部は知っていても、実際にスタートアップと交渉する現場担当者が旧来の商習慣のまま振る舞えば、改善策も効果を発揮しません。例えば「まずは情報見せてください、契約は後で」等と現場で言われてしまうと、スタートアップは押し切られがちです。したがって**企業内部での教育徹底**が今後も課題です。経産省は2023年に大企業管理職向けの「深技術スタートアップ連携の手引き」を発行し、経営層・ミドル層に理解を促しています¹⁰²。またパートナーシップ構築宣言をした企業には、取引適正化について社内訓練を行うよう求める動きもあり、引き続き**企業文化としての変革**が必要でしょう。

第二に、**スタートアップ側の交渉力・知識の向上**です。いくらルール整備されても、スタートアップ自身が内容を理解し自己防衛しなければ、紙の上の保護にとどまります。調査では創業年次が浅い企業ほど指針を知らない傾向があり¹⁰⁰、特に新興スタートアップへの情報浸透が課題です。今後もインキュベーション施設やアクセラレーター、専門メディア等を通じて**若手起業家に対するリーガル教育**を強化する必要があります。幸いモデル契約書やマナーブックは無料で公開されているため、スタートアップコミュニティ内で共有・勉強会開催など自主的な学習も進みつつあります。政府も引き続きJ-Startupイベント等で契約実務講座を提供する予定です（※2024年度計画）。**スタートアップ自らが交渉時に指針やモデル契約書を提示できるようになる**ことが理想であり、そのための支援策継続が展望されます。

第三に、**実効的なエンフォースメント（法執行）の難しさ**です。独占禁止法の優越的地位濫用規制や下請法は、明白な違反行為には勧告や罰則を科すことができますが、スタートアップ取引の多くはグレーゾーンにあります。公取委も今回、指針というソフトローでの誘導に力点を置き、**直接的な処分事例はまだ多くありません**。スタートアップ側も前述の通り報復を恐れ通報に二の足を踏む傾向があります⁶⁷。したがって、悪質な事例を的確に把握し是正する仕組み強化が今後の課題です。例えば**匿名通報制度の拡充**や、違反が疑われる場合の**行政指導の迅速化**が考えられます。また最近制定された**フリーランス保護新法**（優越的地位濫用の特例法）は、フリーランスと発注事業者の契約にも独禁法の考えを適用するものですが、スタートアップについても必要なら**特別の保護措置**を検討する余地があります。現時点ではガイドラインや振興基準といったソフトな誘導策が主体ですが、今後の状況次第では何らかの**法規制強化**が論点となる可能性も否定できません。

最後に、**オープンイノベーションのさらなる促進**という観点があります。契約条件の改善はスタートアップと大企業の信頼関係構築に寄与し、以前より協業案件が増加することが期待されています。実際、政府の統計ではオープンイノベーション件数やCVC投資額は近年増加傾向にあります（※スタートアップ白書2024）。契約トラブルが減ればスタートアップ側も安心して技術提供でき、大企業側も社内抵抗なくスタートアップと組みやすくなります。今後は、今回講じられた施策の**実際の効果検証**を行い、さらに協業を加速するためのアップデートが図られるでしょう。2022年末に策定された**スタートアップ育成5か年計画**でも、大企業とのオープンイノベーション推進が柱の一つとされ、今回のガイドライン・モデル契約書の活用を前提に**官民マッチング支援や事業共創プラットフォーム**の構築が打ち出されています（※官房スタートアップ担当資料）。こうした流れを受け、2026年に向けては**より多くの成功事例（スタートアップと大企業が公正な契約関係の下で双方成長したケース）**が生まれることが期待されます。それが業界全体の意識を底上げし、「適正な契約は双方の利益になる」という共通理解が定着すれば、持続的なエコシステムの形成につながるでしょう。

まとめとして、2019年から明らかになった課題に対し、日本では官民挙げて矢継ぎ早に対策が講じられてきました。ガイドラインやモデル契約書の整備によって**ルール・雛形は出揃った**と言え、あとはこれを現場でしっかり運用し浸透させていく段階です。2026年現在、改善の兆しは見えるものの、完全な定着にはもう少しばかり時間と取組が必要とされています。引き続き、公取委・中小企業庁・経産省など関係省庁は連携してフォローアップを行い、スタートアップ支援機関や業界団体と協力しながら「**スタートアップと大企業が対等・公正に組める日本**」の実現を目指すものと評価できます。今後の展望としては、契約面の整備が進んだ先に、実際の協業プロジェクト数・成果がどれだけ上がってくるかが重要であり、政府施策の最終的な評価もその点で下されるでしょう。引き続き最新の動向を注視し、必要な政策改善を行っていくことが望まれます。

参考資料：公正取引委員会報道発表・実態調査報告書、経済産業省・中小企業庁公表資料、内閣官房スタートアップ関連サイト等 ³ ¹⁰³。

¹ ³ 公正取引委員会「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」について - Lexology

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=70eca009-e704-4fe3-adfa-ce3f9da4f184>

² ²⁴ ⁴⁷ ⁴⁸ ⁵³ ⁵⁶ ⁵⁷ ⁵⁸ ⁶⁰ ⁶¹ ⁶² ⁷⁴ ⁹³ ⁹⁴ ⁹⁵ ¹⁰² ¹⁰³ スタートアップ企業と事業会社の連携 (METI/経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/business_partnership_contracts.html

⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ [jftc.go.jp](https://www.jftc.go.jp)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614_files/houkokusyo.pdf

¹⁴ ¹⁵ (令和元年6月14日)製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書の公表について | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>

¹⁶ (令和2年6月30日)スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(中間報告) | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200630.html>

¹⁷ ¹⁹ ²¹ ³⁰ ³¹ ⁵⁹ JFTC and METI issued Guidelines for Business Collaboration with Startups | White & Case LLP

<https://www.whitecase.com/insight-alert/jftc-and-meti-issued-guidelines-business-collaboration-startups>

¹⁸ Fact-finding Survey on Business Practices of Start-ups | Japan Fair Trade Commission

<https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/yearly-2020/November/201127.html>

²⁰ ²³ ³² ³³ 危機管理ニューズレター2020年7月31日号

https://www.nishimura.com/sites/default/files/images/newsletter_200731_corporate-crisis-management.pdf

²² ³⁴ [jftc.go.jp](https://www.jftc.go.jp)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/jun/200630_4.pdf

²⁵ ²⁶ ³⁵ ³⁶ ³⁸ ³⁹ ⁴⁰ ⁴¹ ⁴² ⁴³ ⁴⁴ ⁸⁴ ⁸⁵ ⁹⁷ ⁹⁸ ⁹⁹ 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形について | 中小企業庁

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

²⁷ ²⁸ ²⁹ ⁶⁵ ⁶⁶ ⁶⁷ ⁶⁸ ⁶⁹ ⁷⁰ ⁷¹ ⁷² ⁷³ ¹⁰⁰ ¹⁰¹ (令和4年12月23日)スタートアップをめぐる取引に関する調査結果について | 公正取引委員会

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221223_startupchousa.html

³⁷ ニュース「中小企業の知的財産保護のため、政府が指針を策定」

<https://www.corporate-legal.jp/news/4255>

45 46 75 76 77 78 79 80 81 82 83 知的財産権に関する紛争の責任・負担を下請事業者に転嫁する行為への対応について（METI/経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2024/07/20240731001/20240731001.html>

49 51 52 86 87 88 89 90 91 92 良好なパートナーシップを構築するための「事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック」を取りまとめました（METI/経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230519001/20230519001.html>

50 54 55 オープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver2.2及びグロース戦略のポイントについてのパンフレットを作成しました（METI/経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250425005/20250425005.html>

63 64 スタートアップ関係 | 公正取引委員会

<https://www.jftc.go.jp/dk/startup/index.html>

96 [PDF] 「パートナーシップ構築宣言」 - TOPPAN

https://www.toppan.com/assets/ja/pdf/our-corporate-approach/toppan's_partnership.pdf